

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 野田 粹之

総務文教委員長報告

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第71号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ほか議案2件であります。

当委員会は、12月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第71号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、デジタル時代を見据えた、書面主義・押印原則・対面主義からの決別を課題として、国の取り組みが先行して行われており、これを受け市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を推進するため、行政手続における押印を見直すことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

委員からは、署名が自署であることの確認をどのように行っているのかとの質疑があり、理事者からは、押印の見直しとあわせて、本人確認の手段として署名を存続させる手続きの整理も同時に行っているが、現状では、署名が自署であるのかの確認は行っていないとの説明がありました。

また、委員から県内の押印の見直しへの取り組み状況について質疑があり、理事者からは、先行する自治体では本年4月より見直されており、他にも見直しが進んでいる自治体もあるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第72号 鳴門市学校給食共同調理場条例の一部改正について」は、公私連携幼保連携型認定こども園に給食を必要に応じて共同調理場から

提供することができるよう、所要の改正を行うものであります。

委員からは、公私連携幼保連携型認定こども園へ給食を提供することが可能となり食数の増加や配送ルートの変更などにより、鳴門市学校給食センターの運営に支障が生じることはないのかとの質疑があり、理事者からは、令和4年4月1日から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する成稔幼稚園については、現在は市立幼稚園であることから、現状の運営と変わることはないため支障はないと考えているとの説明を受けました。

また、委員からは、公私連携幼保連携型認定こども園の運營業務の募集要項に、給食の自園調理の必要性についての記載はなかったのかとの質疑があり、理事者からは、園内に調理施設がないことから、移行時において、園児募集は給食の外部搬入が認められている三歳児以上に限定して行うことや、その際、本市が示す条件などを遵守できる場合は、鳴門市学校給食センターからの提供も可能とすることを記載していたとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第73号 鳴門市立幼稚園条例及び鳴門市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について」は、令和2年度に策定した「鳴門市公立幼稚園のあり方について」に基づき、8園を閉園し、1園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

委員からは、月曜日から金曜日までの一時預かり事業の定員が増加する幼稚園の対応に関しての見通しについて質疑があり、理事者からは、国の基準に基づく定員と比較して当該幼稚園の一時預かり事業の定員が少ないことから対応は可能と考えているとの説明がありました。

また、委員からは、月曜日から金曜日までの一時預かり事業の定員の合計が減少することに関しての見通しについて質疑があり、理事者からは、一時預かり事業の定員の合計が570名から500名に減少することとなるが、令和3年度において、月曜日から金曜日までの一時預かり事業の実際の利用者数は435名であり定員に関しては余裕があると考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。